

平成 28 年 8 月 12 日

兵庫県有馬警察署交通課 御中

協同組合 日本接骨師会  
保険部長 真竹晴 

## 交通事故にかかる柔道整復師作成診断書妨害防止周知徹底の要望

### 要望の趣旨

交通事故患者の傷病について、柔道整復師(以下「整復師」という。) 作成診断書提出があるにもかかわらず、故なくこれを無視し、全件、別途、医師作成診断書添付をしなければならぬとする取り扱いについて、再発防止の周知徹底の指導・注意を賜りますようお願い申し上げます。

### 要望の趣旨

交通事故といえども医療選択権の自由があることは言をまちません。この中に整復師医療も含まれることも言をまちません。患者には医師医療斡旋・整復師医療受診妨害、整復師には営業妨害・名誉毀損を惹起するおそれがある問題について、これは、最も法律と社会正義を遵守する「警察」としての趣旨に悖ることと考えます。警察という事故事件担当当局から、一方的に、一般的に何でもいいからと医師作成診断書を求められることは、患者にとっては医師受診の苦痛とともに、仮に一回のみ医師診察で後は整復師への受診とすることの難しさに、医師・整復師いずれの信頼関係の破綻の心配を行わなければならない次第です。明らかに医師診療によらなければならないような傷病の場合は格別、柔道整復師法に基づく資格による合法的・合理的適性な取り扱いを受けるものであるという理解を願うものです。診断書として柔道整復師診療でも差し支えない傷病まで一方的に医師診断書提出の強行する行き過ぎについて、再発防止の適正化の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件要望に関する補足資料は別紙のとおりです。

要望に対する回答を文章で賜りますようよろしくお願い申し上げます。